

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市長は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和4年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第1の49の項に基づき、母子保健法による妊娠届の受理、低体重児の届出、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第2に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①妊婦の届出 ②低体重児の届出 ③養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知 ⑤健康診査</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健システムファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) ・別表第二 70の項 (情報提供の根拠) ・別表第二 26、56の2、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 健康福祉部 健康課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 健康福祉部 健康課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	②事務の概要	<p>・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊産婦、新生児の保健指導、訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の49の項に基づき、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査の実施、妊娠届の受理、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①保健指導における、乳幼児相談、妊産婦相談 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊婦の届出 ⑤妊産婦の訪問指導 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収</p>	<p>・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第1の49の項に基づき、母子保健法による妊娠届の受理、低体重児の届出、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第2に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①妊婦の届出 ②低体重児の届出 ③養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>	事後	子育てワンストップサービスの開始に伴う
平成29年7月14日	③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバ、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年7月14日	評価対象の事務の対象人数は何人か	1)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月14日	II 1いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	II 2いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月27日	②事務の概要	<p>・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第1の49の項に基づき、母子保健法による妊娠届の受理、低体重児の届出、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第2に基づく特定個人情報照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①妊婦の届出 ②低体重児の届出 ③養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>	<p>・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第1の49の項に基づき、母子保健法による妊娠届の受理、低体重児の届出、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第2に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①妊婦の届出 ②低体重児の届出 ③養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>	事後	
令和1年5月27日	③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム	事後	
令和1年5月27日	評価対象の事務の対象人数は何人か	2)1,000人以上1万人未満	1)1,000人未満(任意実施)	事後	
令和1年5月27日	I 関連情報-5-②		健康課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による(課長氏名)
令和1年5月27日	IV リスク対策			事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。 ・番号法別表第1の49の項に基づき、母子保健法による妊娠届の受理、低体重児の届出、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第2に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> ①妊婦の届出 ②低体重児の届出 ③養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務は、母子保健法に基づき実施されるものであり、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務を行うものである。 ・番号法別表第1の49の項に基づき、母子保健法による妊娠届の受理、低体重児の届出、養育医療の給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 ・既存システム、団体内統合宛名システム等の各システム、及び中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第2に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ・郡上市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> ①妊婦の届出 ②低体重児の届出 ③養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収 ④マイナポータルのお知らせ機能での通知 ⑤健康診査 	事後	
令和2年3月6日	評価対象の事務の対象人数は何人か	1) 1,000人未満(任意実施)	2) 1,000人以上1万人未満	事後	
令和3年8月2日	I-4-② 法令上の根拠	番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(情報照会の根拠) ・別表第二 70の項(情報提供の根拠) ・別表第二 26、56の2、87の項 	番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(情報照会の根拠) ・別表第二 70の項(情報提供の根拠) ・別表第二 26、56の2、87の項 	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による